

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

高槻市長 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6

アクロス新大阪8F

氏 名 名工建設株式会社 大阪支店

執行役員支店長 大竹 淳次

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6350-3730

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	名工建設株式会社 大阪支店		
事業場の所在地	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6 アクロス新大阪8F		
事業の種類	06 総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	53t	全処理委託量	53t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	43t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	38t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

収 受

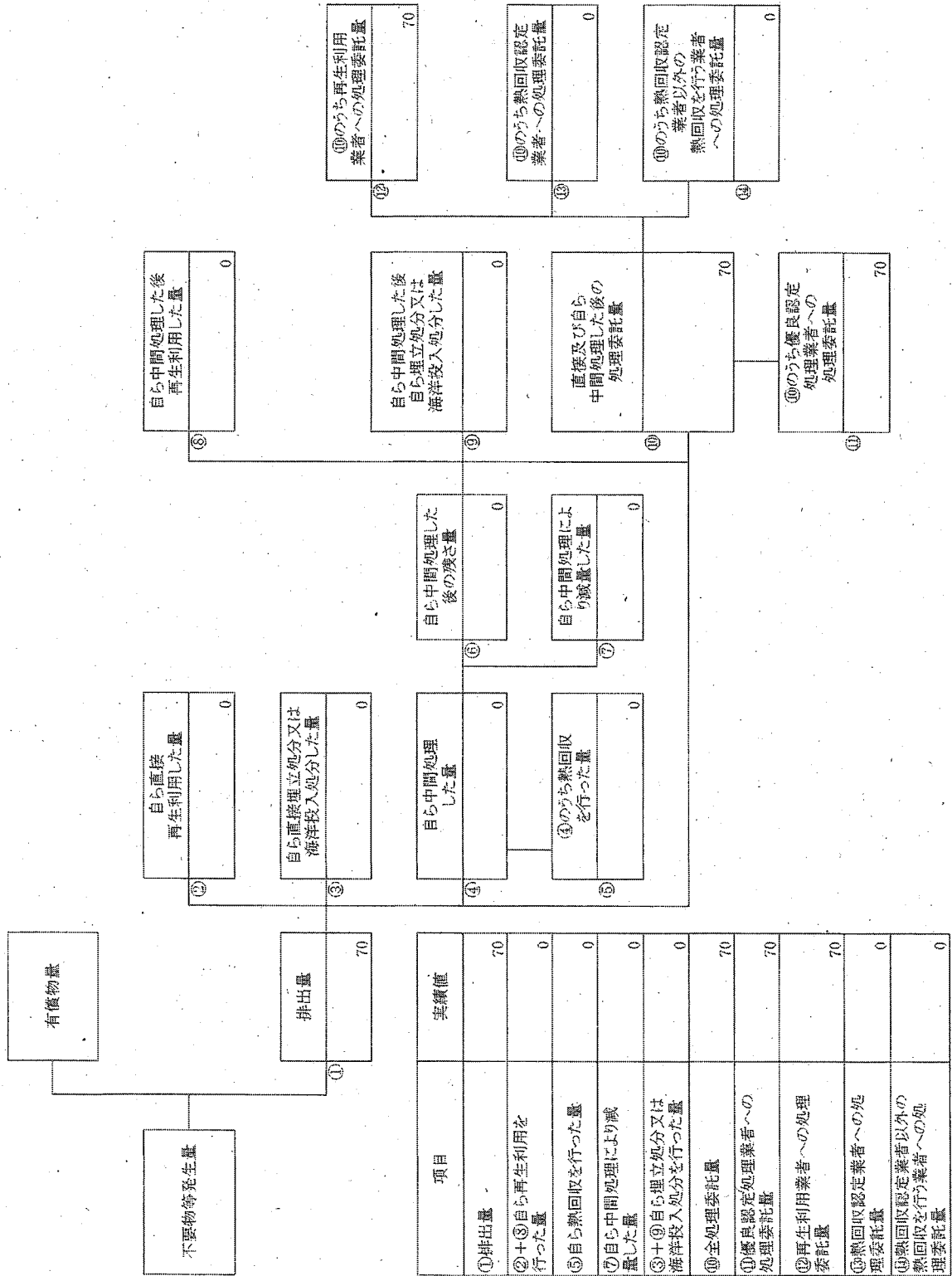
令和 7.6.24

高市資第 号

本 高 槻 市

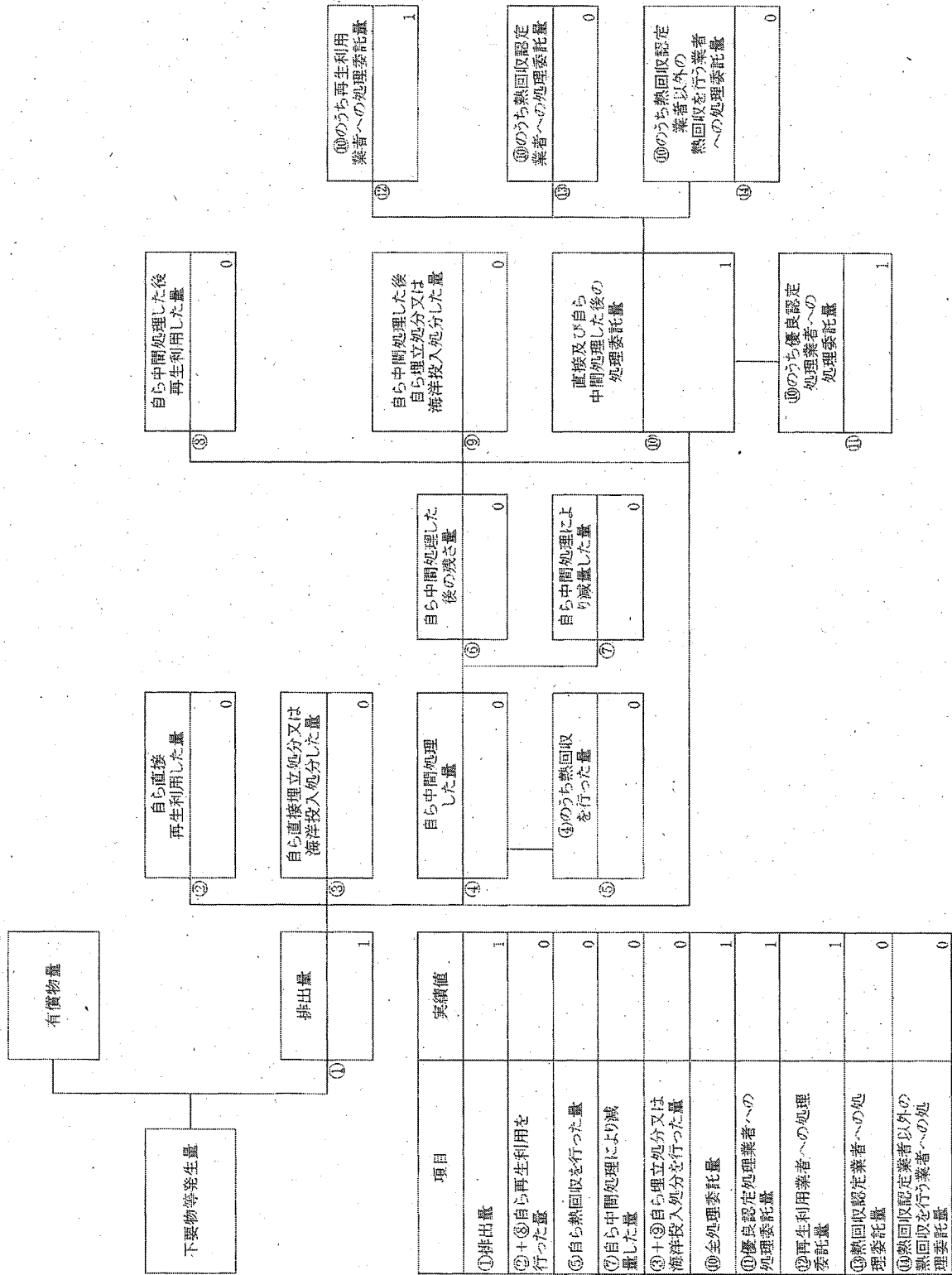
(産業廃棄物の種類: ①コンクリート破片)

計画の実施状況

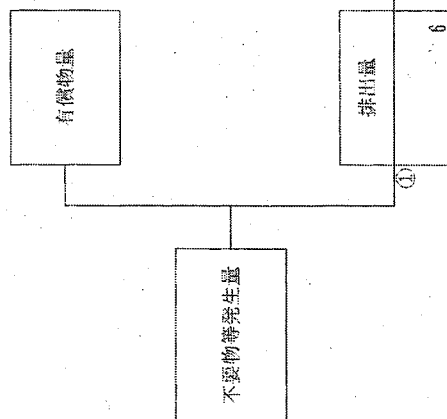


(産業廃棄物の種類: ②アスコン破片

計画の実施状況

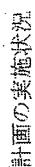


計画の実施状況



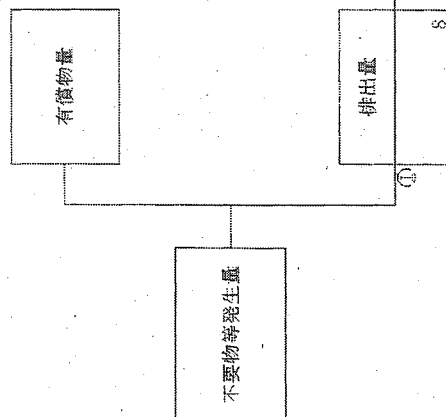
項目	実績値
①排出量	6
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は施設再投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	6
①優良認定処理業者への処理委託量	6
⑫再生利用業者への処理委託量	6
⑧熱回収認定業者への処理委託量	0
⑨熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況



(産業廃棄物の種類：④建設工事の紙くず)

計画の実施状況

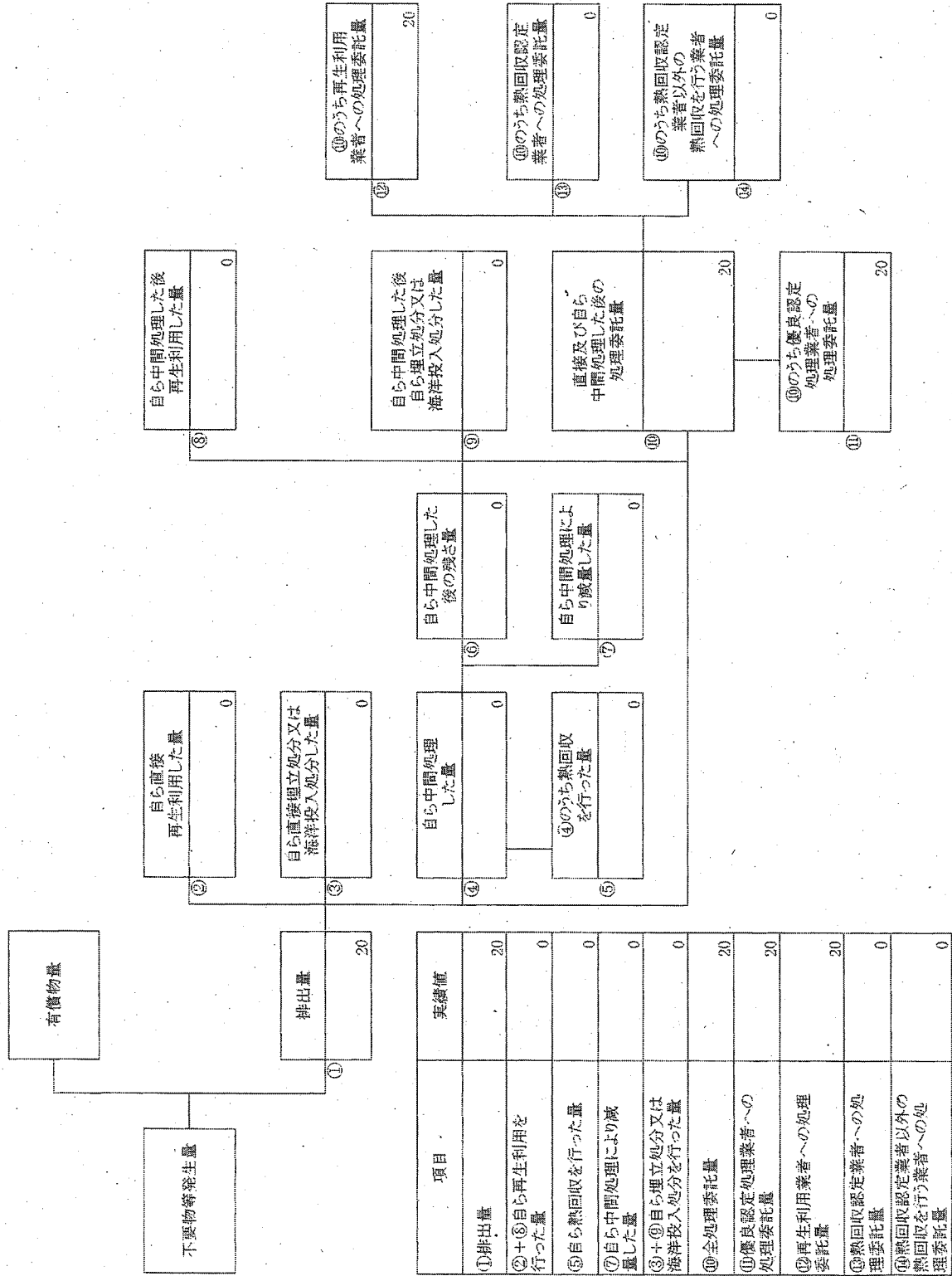


項目	実績値
①排出量	8
②+③④自ら再生利用を行なった量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑥自ら中間処理により減量した量	0
③+④⑤自ら埋入処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	8
⑪優良認定処理業者への処理委託量	8
⑫再生利用業者への処理委託量	8
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

②	自ら直接 再生利用した量	0
③	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	0
④	自ら中間処理 した量	0
⑤	④のうち熱回収 を行った量	0
⑥	自ら中間処理した 後の残量	0
⑦	自ら中間処理によ り減量した量	0
⑧	自ら中間処理した後 再生利用した量	0
⑨	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0
⑩	直接及びび自ら 中間処理した後の 処理委託量	5
⑪	⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	0
⑫	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	0
⑬	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0

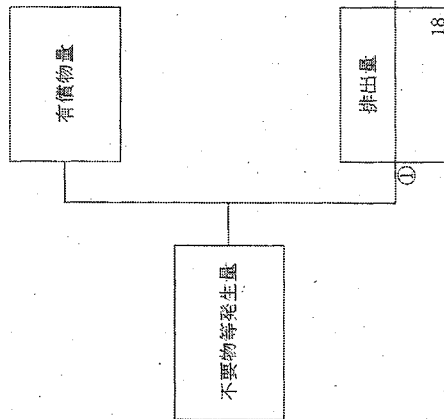
(産業廃棄物の種類: ⑦建設工事の木くず)

計画の実施状況

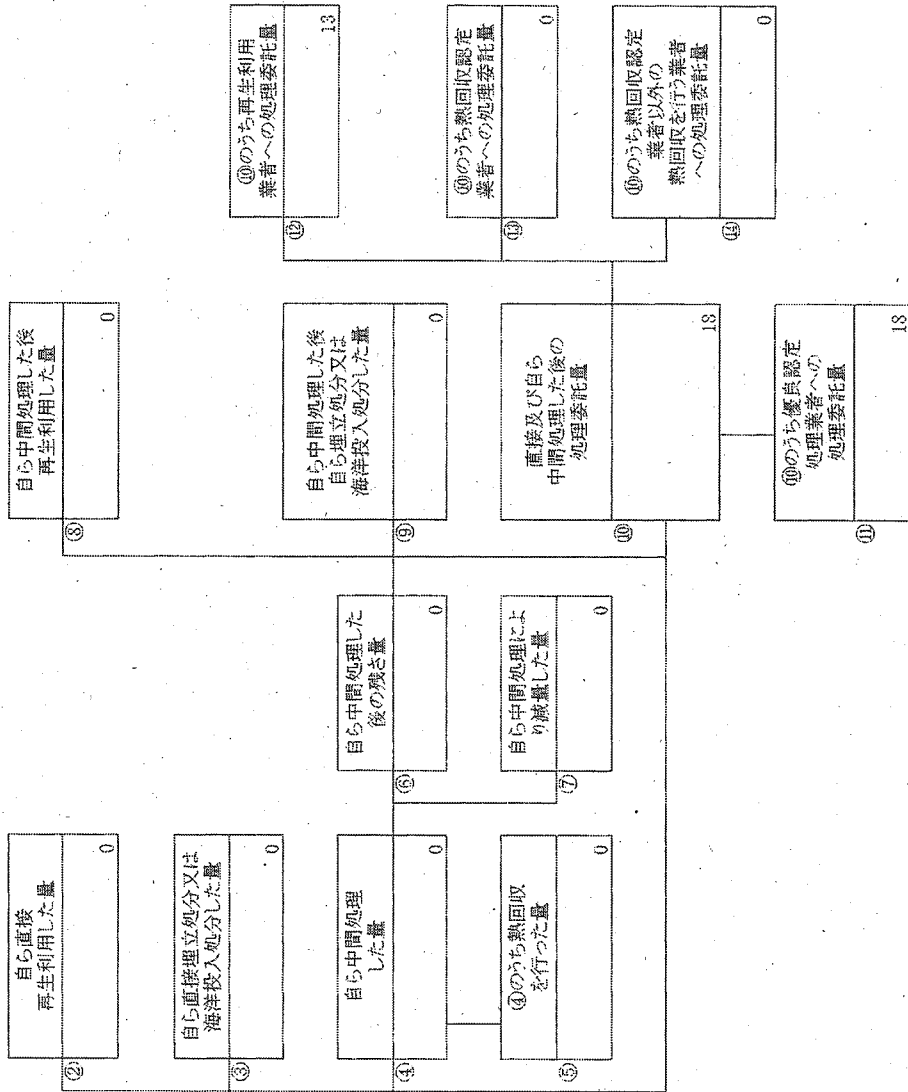


(産業廃棄物の種類: ⑧管理型建設系混合廃棄物)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	18
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	18
⑪優良認定処理業者への処理委託量	18
⑫再生利用業者への処理委託量	13
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



〔附〕

進1)ノ中車高は原則として四割五入、ただし、数字が本効であれば、数点以下3桁まで記載は可、進2)上記の必要座標物の種別以外の提出実績があった場合は、必要に応じ、直接の加入力するものにも、必要座標物として加入し、

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月12日

高槻市長 殿

提出者

住 所 大阪府中央区大手前二丁目

氏 名 大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府高槻市番田二丁目1番1号
事業の種類	36:水道業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

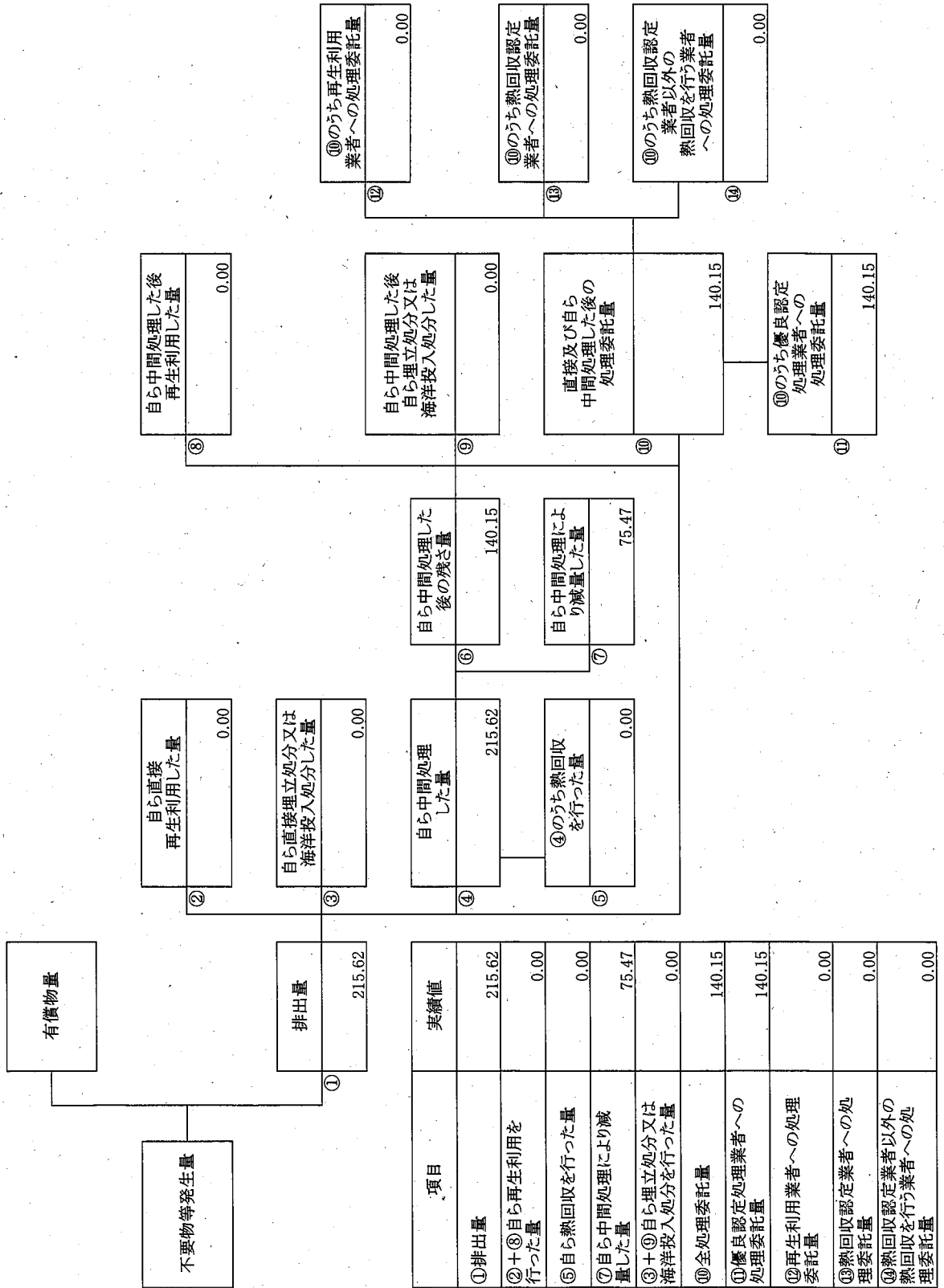
項目	目標値	項目	目標値
排出量	220,479t	全処理委託量	1,319t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	1,319t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	0t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	219,160t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

収	受
令和	-7.6.12
高市資第	号
本	高槻市

(産業廃棄物の種類: ①下水汚泥(沈砂しき))

計画の実施状況



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ②ばいじん)

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 239,092.00

②	自ら直接 再生利用した量
	0.00

③	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
	0.00

項目	実績値
①排出量	239,092.00
②+③自ら再生利用を 行った量	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00
⑦自ら中間処理により減 量した量	238,278.90
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.00
⑩全処理委託量	813.10
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	813.10
⑫再生利用業者への処理 委託量	0.00
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0.00
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0.00

④	自ら中間処理 した量	239,092.00
⑤	④のうち熱回収 を行った量	0.00
⑥	自ら中間処理した 後の残さ量	813.10
⑦	自ら中間処理によ り減量した量	238,278.90

⑧	自ら中間処理した後 再生利用した量
	0.00

⑨	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
	0.00

⑩	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量
	813.10

⑪	⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
	813.10

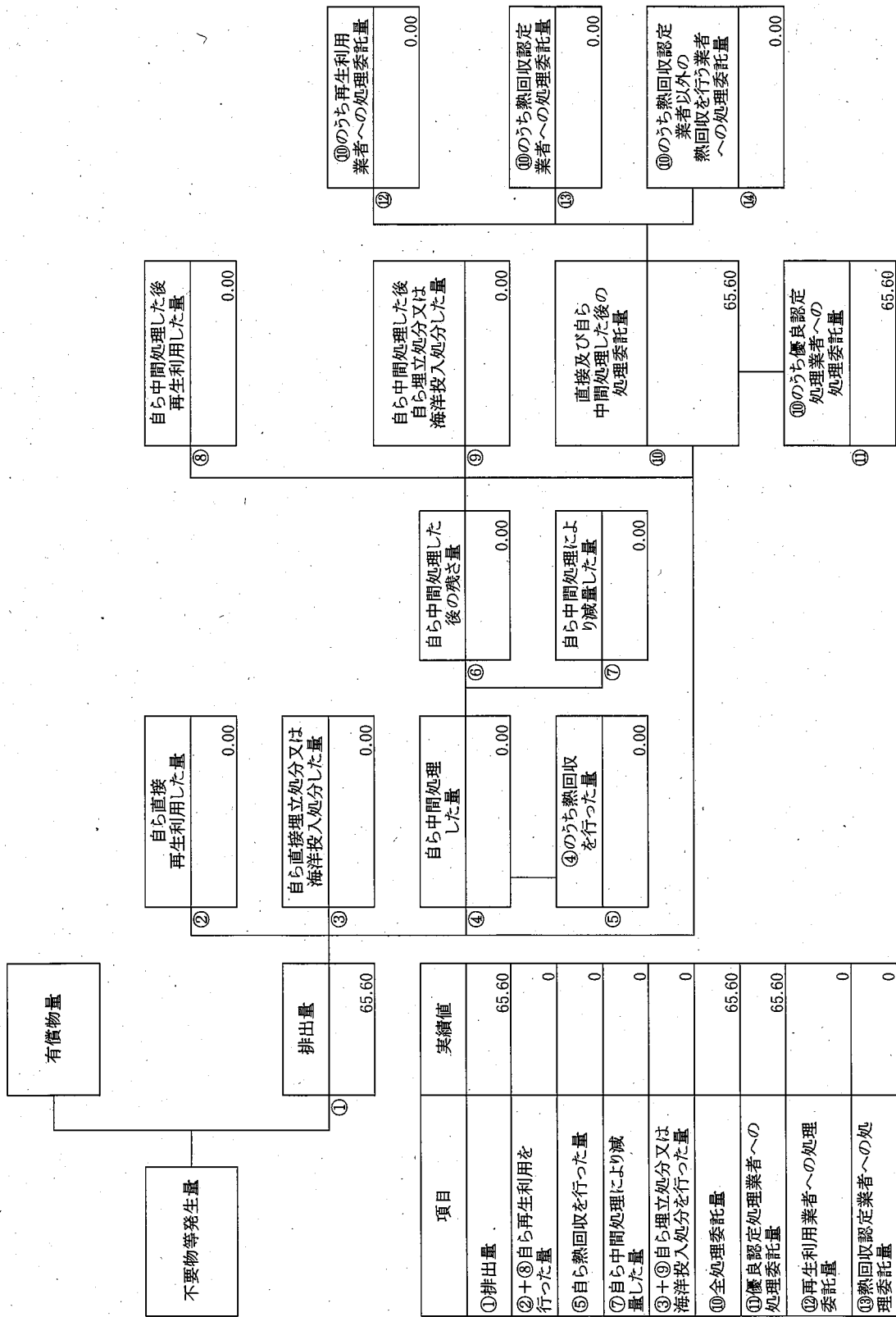
⑫	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
	0.00

⑬	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量
	0.00

⑭	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
	0.00

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ③燃え殻(抜取珪砂))



項目	実績値
①排出量	65.60
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	65.60
⑪優良認定処理業者への処理委託量	65.60
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類: ④廃プラスチック類)

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

②	自ら直接 再生利用した量
	0

⑧	自ら中間処理した後 再生利用した量
	0.00

③	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
	0.00

⑨	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
	0.00

項目	実績値
①排出量	0.00
②+③自ら再生利用を 行った量	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00
⑦自ら中間処理により減 量した量	0.00
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.00
⑩全処理委託量	0.00
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0.00
⑫再生利用業者への処理 委託量	0.00
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0.00
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0.00

⑥	自ら中間処理した 後の残さ量
	0.00

④	自ら中間処理 した量
	0.00

⑦	自ら中間処理によ り減量した量
	0.00

⑤	④のうち熱回収 を行った量
	0.00

⑩	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量
	0.00

⑫	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
	0.00

⑬	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量
	0.00

⑭	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
	0.00

⑪	⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
	0.00

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月30日

高槻市長 殿

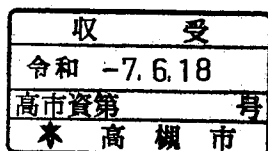
提出者

住 所 大阪府大阪市此花区伝法4丁目3番59号

氏 名 鳳工業株式会社 代表取締役社長 齊藤 伸一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6464-6873



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

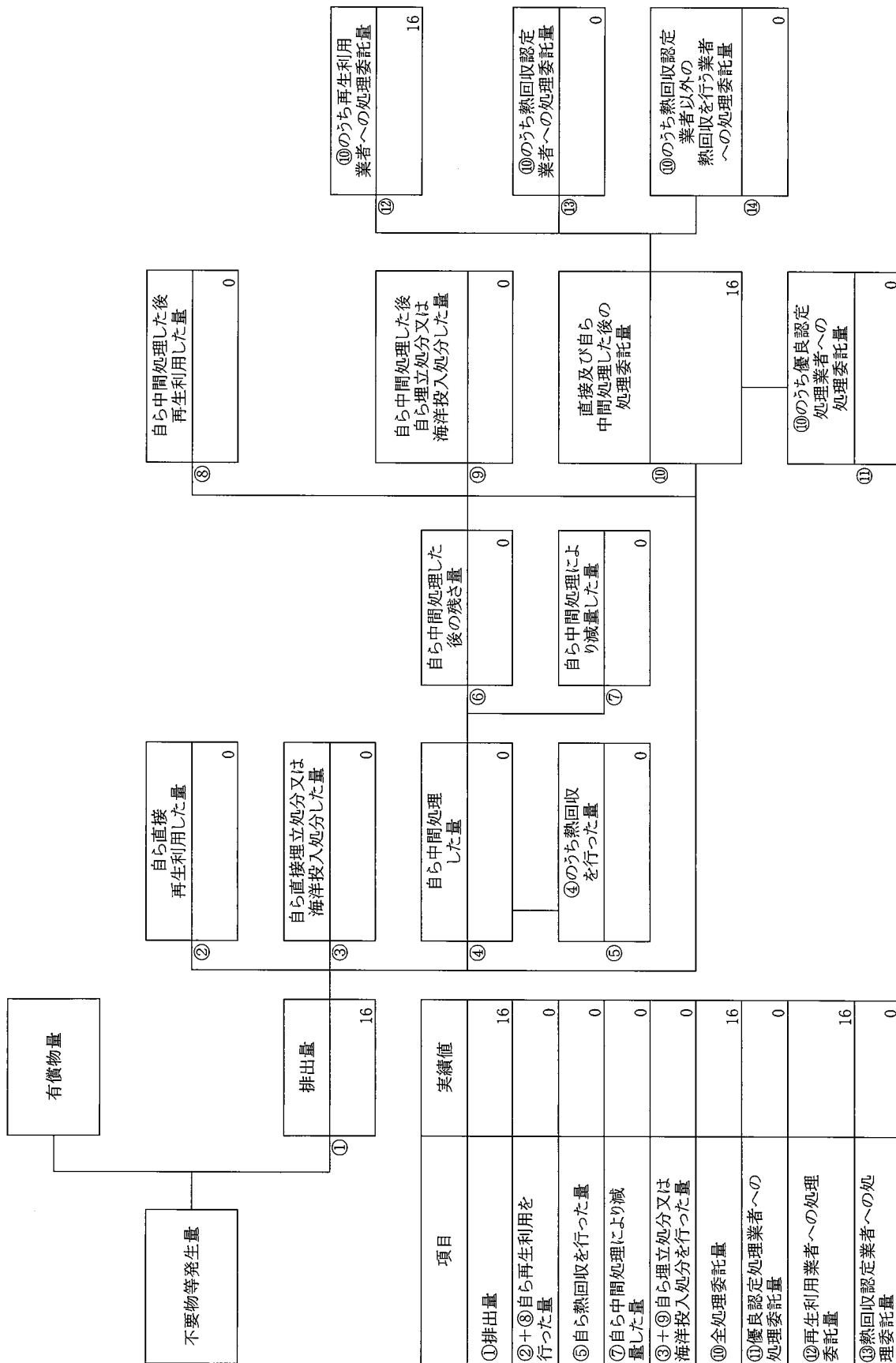
事業場の名称	鳳工業株式会社 建設工事部		
事業場の所在地	大阪府大阪市此花区伝法4丁目3番7号		
事業の種類	06 総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,000t	全処理委託量	2,000t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2,000t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

有償物量		
不要物等発生量		
排出量		2311
	①	

項目	実績値
①排出量	2311
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	2311
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	2311
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況



(産業廃棄物の種類: ③その他のがれき類)

計画の実施状況

不要物等発生量	有償物量	①	排出量	①	1	
	②	自ら直接再生利用した量	0	③	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
	④	自ら中間処理した量	0	⑤	④のうち熱回収を行った量	0
	⑥	自ら中間処理した後の残さ量	0	⑦	自ら中間処理により減量した量	0
	⑧	自ら中間処理した後再生利用した量	0	⑨	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
	⑩	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	1	⑪	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
	⑫	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬	⑩のうち熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0
	⑭	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	1	⑮	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
	⑯	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	⑰	⑩のうち熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0
	⑱	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0	⑲	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
	⑳	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	㉑	⑩のうち熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

(注1) トン 来源は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

(注2) 上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、表2面も追加してください。